

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年11月1日（金） 号外第87号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（41）（統計課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（42）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 6

公布された規則のあらまし

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

定期に又は継続的に実施する県統計調査を見直す。

2 規則の概要

- (1) 定期に又は継続的に実施する県統計調査に、消費者意識に関するアンケートを加える。
- (2) 県統計調査のうち、行動障がいのある方のサービス利用等実態調査の名称をとっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業に係る対象者等調査に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げるとともに、救助の方法に係る規定について所要の規定の整備を行う。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額		
				改正後	現 行	
避難所の供与（1人1日当たり）				350円	340円	
応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置（1戸当たり）				6,883,000円	6,775,000円	
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）				1,330円	1,230円	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	19,800円	19,200円	
			2人世帯	25,400円	24,600円	
			3人世帯	37,700円	36,500円	
			4人世帯	45,000円	43,600円	
			5人世帯	57,000円	55,200円	
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	8,300円	8,000円	
		冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	32,800円	31,800円	
			2人世帯	42,400円	41,100円	
			3人世帯	59,000円	57,200円	
			4人世帯	69,000円	66,900円	
			5人世帯	87,000円	84,300円	
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	12,000円	11,600円	
		住家の半壊、半焼又は床上浸水によ	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	6,500円	6,300円
				2人世帯	8,700円	8,400円
3人世帯	13,000円			12,600円		
4人世帯	15,900円			15,400円		

り被害を受けた世帯に対して行う場合		5人世帯	20,000円	19,400円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	2,800円	2,700円
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	10,400円	10,100円
		2人世帯	13,600円	13,200円
		3人世帯	19,400円	18,800円
		4人世帯	23,000円	22,300円
		5人世帯	29,000円	28,100円
世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,800円	3,700円		
住宅の応急修理（1世帯当たり）	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理		51,500円	50,000円
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	半壊又は半焼により被害を受けた世帯	717,000円	706,000円
		半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	348,000円	343,000円
学用品の給与（1人当たり）	文房具及び通学用品費	小学校児童	5,200円	4,800円
		中学校生徒	5,500円	5,100円
		高等学校等生徒	6,000円	5,600円
埋葬（1体当たり）	大人		226,100円	219,100円
	小人		180,800円	175,200円
死体の処理（1体当たり）	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置		3,600円	3,500円
	死体の一時保存（既存建物を利用することが出来ない場合）		5,700円	5,500円
障害物の除去（1世帯当たり）			140,000円	138,700円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のもは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業に係る対象者等調査</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費者教育に関する教育機関への実態調査</td> <td>県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費者意識に関するアンケート</td> <td>消費者の消費生活に関する意識、実態等を把握し、消費者施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするときは、次章から第5章までにおいてその実施細目を定めるものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示しなければならない。これを変更し、又は中止しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものと</p>	名称	目的	略		<u>とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業に係る対象者等調査</u>	略	略		消費者教育に関する教育機関への実態調査	県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。	消費者意識に関するアンケート	消費者の消費生活に関する意識、実態等を把握し、消費者施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	略		<p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のもは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>行動障がいのある方のサービス利用等実態調査</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費者教育に関する教育機関への実態調査</td> <td>県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするときは、次章から第5章においてその実施細目を定めるものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示しなければならない。これを変更し、又は中止しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものと</p>	名称	目的	略		<u>行動障がいのある方のサービス利用等実態調査</u>	略	略		消費者教育に関する教育機関への実態調査	県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。	略	
名称	目的																										
略																											
<u>とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業に係る対象者等調査</u>	略																										
略																											
消費者教育に関する教育機関への実態調査	県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。																										
消費者意識に関するアンケート	消費者の消費生活に関する意識、実態等を把握し、消費者施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																										
略																											
名称	目的																										
略																											
<u>行動障がいのある方のサービス利用等実態調査</u>	略																										
略																											
消費者教育に関する教育機関への実態調査	県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。																										
略																											

<p>する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、「とっとり県民の日」県政電子アンケート、まちなか生活実態調査、外国人住民統計調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、<u>とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業に係る対象者等調査</u>、産業廃棄物実態調査、消費生活に関する県民意識調査、消費者教育に関する教育機関への実態調査、<u>消費者意識に関するアンケート</u>、職場環境等実態調査、県内企業海外展開状況調査、就農相談者数・新規就農者数調査、県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>5 略</p>	<p>する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、「とっとり県民の日」県政電子アンケート、まちなか生活実態調査、外国人住民統計調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、<u>行動障がいのある方のサービス利用等実態調査</u>、産業廃棄物実態調査、消費生活に関する県民意識調査、消費者教育に関する教育機関への実態調査、職場環境等実態調査、県内企業海外展開状況調査、就農相談者数・新規就農者数調査、県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>5 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、<u>野外にコンテナハウス、トレーラーハウスその他の居住性が確保された施設若しくは車両を設置し、テントを設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</u></p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,883,000円</u>以内とする。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、<u>野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</u></p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>340円</u>以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり<u>340円</u>以内とする。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円</u>以内とする。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の</p>

供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与
 ア・イ 略
 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。
 エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 (1)・(2) 略
 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。
 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月1日から9月30日まで]	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円 32,800	円 42,400	円 59,000	円 69,000	円 87,000	円 12,000

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を
----	------	------	------	------	------	--------------

供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与
 ア・イ 略
 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。
 エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 (1)・(2) 略
 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。
 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月1日から9月30日まで]	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を
----	------	------	------	------	------	--------------

						増すご とに加 算する 額
夏 季	円	円	円	円	円	円
[4 月	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
1 日 か						
ら 9 月						
30 日 ま						
で]						
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10 月	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
1 日 か						
ら 翌 年						
3 月 31						
日 ま						
で]						

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ 略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 717,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円

ウ 略

7 略

						増すご とに加 算する 額
夏 季	円	円	円	円	円	円
[4 月	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
1 日 か						
ら 9 月						
30 日 ま						
で]						
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10 月	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
1 日 か						
ら 翌 年						
3 月 31						
日 ま						
で]						

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 略

7 略

- 8 学用品の給与
(1)・(2) 略
(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。
ア 略
イ 文房具及び通学用品費
小学校児童 1人当たり 5,200円
中学校生徒 1人当たり 5,500円
高等学校等生徒 1人当たり 6,000円
(4) 略
- 9 埋葬
(1)・(2) 略
(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。
(4) 略
- 10 略
- 11 死体の処理
(1)～(3) 略
(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円
イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,700円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）
ウ 略
(5) 略
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
(1) 略
(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。
(3) 略
- 13 略

- 8 学用品の給与
(1)・(2) 略
(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。
ア 略
イ 文房具及び通学用品費
小学校児童 1人当たり 4,800円
中学校生徒 1人当たり 5,100円
高等学校等生徒 1人当たり 5,600円
(4) 略
- 9 埋葬
(1)・(2) 略
(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。
(4) 略
- 10 略
- 11 死体の処理
(1)～(3) 略
(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円
イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,500円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）
ウ 略
(5) 略
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
(1) 略
(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。
(3) 略
- 13 略

様式第7号（第10条関係）

（表 面）

公 用 令 書

略

住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

職 業

〔法人その他の団体にあつては、
事業の種類〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

年 月 日 生

災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏名

記

略

-----切---取---線-----

受 預 書

略

公用令書を受領した。

午前

年 月 日 時 分

午後

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

（裏 面）

公用令書の交付を受けた者の心得

1～4 略

5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

様式第7号（第10条関係）

（表 面）

公 用 令 書

略

住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

職 業

〔法人その他の団体にあつては、
事業の種類〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

年 月 日 生

災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏名

記

略

-----切---取---線-----

受 預 書

略

公用令書を受領した。

午前

年 月 日 時 分

午後

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

（裏 面）

公用令書の交付を受けた者の心得

1～4 略

5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。